

2022（令和4）年12月19日

教職員各位

学校法人松山大学

危機管理対策本部長 新井英夫

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起及び勤務体制について（要請）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。愛媛県においては12月5日から感染レベルが「特別警戒期間」に引き上げられました。

本学においても感染者及び濃厚接触者は一定数発生しておりますが、学内の活動において大きな支障が生じているという状況にはありません。教職員の皆様におかれましては、今一度、下記についてご確認いただき、感染回避行動を徹底するとともに、ご自身の健康管理については十分ご留意ください。

記

1. 感染予防について

- オミクロン株対応ワクチンの早期接種に努めてください。
- マスク着用（不織布マスクが望ましい）、定期的な手洗い、うがい、「3密」回避などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 室内では常時換気に努める（常時換気ができない場合、30分に1回程度の換気とする）。
- 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」として挙げている「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」について、十分に注意し、キャンパス内外を問わず、感染リスクの回避に努めること。（※内閣官房 <https://corona.go.jp/proposal/>）
- 自身の体調管理を徹底し、少しでも体調に異変を感じた場合には出勤を控えること。
- PCR検査及び抗原検査を受け陽性と判定された場合は、必ず総務部健康支援課（保健室）に連絡すること。

2. 移動について

- 自治体をまたぐ移動をする場合は、訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従うこと。
- 訪問先では、「感染リスクが高まる5つの場面」について特に注意し、感染回避行動を徹底すること。
- 帰県後、体調に異変を感じた場合は、出勤を控え医療機関等で受診すること。
- 海外から帰国した場合は、関係省庁の通達(水際対策強化に係る新たな措置)等を確認し、行動してください。なお、人事課への報告は不要です。

3. 教育職員の勤務について

研究室で活動する際は、感染防止に十分配慮し、研究室内において「密」の環境とならないよう注意した上で利用してください。なお、学外研修等の各種手続きは、各自で適切に手続きを行ってください。

4. 事務職員の勤務について

事業継続を担保し、人の間隔を十分にとった上で、勤務してください。必要に応じて、事務室の分散、在宅勤務や時差勤務をご活用ください。

5. 学内会議について

対面方式による会議を開催する場合は、感染拡大防止を徹底した上で開催してください。「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」については、会議開催方式のひとつとしてこれからも適宜ご活用ください。

6. 学外における会食等の留意事項について

飲酒を伴う会食は特に注意し、下記の感染対策を徹底してください。

- 不特定多数が集まり、混雑が想定される会食等への参加は控える。
- 大人数、長時間を避けて、自治体等から認証を受けた飲食店を利用する。
- 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった者や、体調のすぐれない者は、絶対に出席しない・させない(事前に主催者等が必ず確認すること)。
- 会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握をすること。
- 無料検査の積極的な活用するなど、周囲への二次感染に注意する。

7. 学外者及び構内での作業を要する事業者等の入構について

学外者及び事業者等に対して、次のように周知してください。

- 入構する場合は手指消毒、マスク着用を徹底すること。また、入構者の連絡先を把握しておくこと。
- 次に該当する方は、入構を禁止とする。
 - ・発熱、咳、倦怠感など体調不良の方
 - ・濃厚接触者となり、陽性者と最終接触した日から5日間を経過しない方
 - ・濃厚接触者となる可能性のある方

8. 健康管理・健康観察について

日頃から、ご自身の体調管理・観察に留意し、少しでも体調に異変を感じた場合は、直ちに医療機関を受診するとともに、健康支援課に連絡してください。

総務部健康支援課 電話：089-926-7131（内線 2212）

メールアドレス：mu-hoken@matsuyama-u.jp

以上